

天草市青少年健全育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市の青少年の健やかな成長を支援するため、自然とふれあいをはじめとする様々な体験活動や青少年同士の交流等の多様な活動の機会を提供する事業を対象に予算の範囲内で補助することに関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「青少年」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体（以下、「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 法人格を有すること。又は、法人格を有しないが活動を実施するための体制が整っていると認められること。
- (2) 青少年の健全育成を目的として継続的に活動していること。又は、今後継続的に活動する予定であること。
- (3) 5人以上で構成されている団体であること。
- (4) 天草市社会教育関係団体運営費補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 営利を目的とした団体でないこと。
- (6) 宗教的、政治的及び反社会的な活動を目的としていないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、主に市内に居住する青少年に対して次の各号のいずれかに該当する活動の場を提供する事業であって、別表1補助対象とする事業の欄に掲げる事業とする。

- (1) 自然体験活動
- (2) 芸術・文化体験活動
- (3) 科学体験活動
- (4) 社会奉仕体験活動
- (5) 職業体験活動
- (6) 地域間交流活動
- (7) 異文化交流活動
- (8) 前7号に掲げるもののほか、市長が適当と認める体験活動及び交流活動

- 2 前項の補助対象事業の事業期間は、当該事業年度の3月31日までの期間とする。
- 3 第1項に規定する補助対象事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助の対象としない。
 - (1) 補助対象団体以外の者が主催する事業への参加、スポーツや芸術等の鑑賞又は施設等の見学を活動の中心とする事業
 - (2) 参加する青少年が10人未満である事業
 - (3) 市による他の補助金、交付金等（市からの補助金、交付金等を原資として交付される助成金を含む）を受けて実施する事業
 - (4) 学校の授業や行事の一環として実施する事業
 - (5) 参加者が把握できない事業

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち別表2に定める経費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金の交付の額は別表1に定める額以内とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金等交付申請書（規則第3条様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体に関する調書
- (4) 団体の規約、定款、会則その他補助対象事業に係る重要な諸規定
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 同一の補助対象団体が同一年度に申請できる事業数は、1事業とする。

（補助金等の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査の結果補助金を交付すべきものと認めるときは、天草市補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助金等実績報告書（規則第12条様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査の結果補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等確定通知書(規則様式第7号)により申請団体に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条・第 6 条関係)

区分	補助対象とする事業	補助金の交付の額
地区限定事業	市内に居住する青少年のうち所属団体、居住地、その他特定の条件下にある者のみを対象に参加者を募集して実施する事業	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額とし、100,000 円を上限とする。
市内全域事業	市内に居住する全ての青少年を対象に参加者を募集して実施する事業	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額とし、150,000 円を上限とする。

備考 補助金の交付の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表 2 (第 5 条関係)

科目	補助対象経費
報償費	指導者、講師、その他補助対象事業に従事する者（以下、「事業従事者」という。）への報酬及び謝礼。ただし、補助対象団体の構成員に対して支払われるものを除く。
旅費	事業従事者及び市内に居住する事業に参加する青少年に係る交通費及び宿泊費等
消耗品費	消耗品の購入に要する費用
燃料費	燃料の購入に要する費用
印刷製本費	(1) チラシ、ポスター、資料、事業報告集の作成費及び印刷費 (2) 写真の現像代 (3) その他補助対象事業に必要な経費
通信運搬費	郵便料、送料、電信電話料、運搬料等
保険料	事業従事者及び市内に居住する事業に参加する青少年に係る傷害保険及び賠償責任保険料等
使用料及び賃借料	(1) 施設の使用料 (2) バス、レンタカー等の借上料 (3) 機器等のリース料 (4) その他補助対象事業に必要な経費
材料費	補助対象事業で使用する材料等の購入に要する費用
その他	その他補助対象事業に必要な経費で、市長が必要かつ適切であると認めるもの